

議案第三号

港区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立公園条例の一部を改正する条例

港区立公園条例（昭和三十八年港区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一横川省三記念公園の項を削る。

別表第四金額の欄中「三千八百五十六円」を「四千七百八十七円」に、「千七百十四円」を

「二千二百二十七円」に、「二千八百五十七円」を「三千五百四十六円」に、「千四百四十二円」

を「千四百十八円」に、

千五百八十八円	八百五十七円
---------	--------

を

二千六十四円	千六十三円
--------	-------

に、「千二百十九

円」を「千五百八十四円」に、「千八百七円」を「二千三百四十九円」に、「二万二千八百円」を「二万八千三百二十円」に、「三万五千六百二十五円」を「四万四千二百五十円」に、「九

十五円」を「百十八円」に改める。

別表第五金額の欄中「二千四百十二円」を「二千九百九円」に、「七百二十三円」を「八百七十二円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第一横川省三記念公園の項を削る改正規定は、区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の港区立公園条例第十六条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に公園を占用する者からは、付則別表第一及び付則別表第二の範囲内において区規則で定める占用料を徴収するものとする。

付則別表第一（付則第三項関係）

種 別	単 位	金 額
電柱、標識 水道管、下水道管、 ガス管、電線	一本 メートル 同	四千六百二十七円 二千五十六円

铁塔	一平方メートル	同	三千四百二十八円	
変圧塔、マンホールの類	一箇所	同	三千四百二十八円	
郵便差出箱又は信書便差出箱	同	同	千三百七十円	
公衆電話所	同	同	三千四百二十八円	
地下の占用物件	一平方メートル	同	地上露出部分	二千六十四円
			地下部分	千二十八円
高架の占用物件	同	同	千五百八十四円	
天体、気象又は土地の観測施設	同	同	二千三百四十九円	
写真撮影のための常時占用	撮影機一台	同	二万七千三百六十円	
写真撮影のための臨時的な占用	一回（一時間以内）		四万二千七百五十円	
その他の占用	一平方メートル一日		百十四円	

付記

一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。

- 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。
  - 三 長さが一メートルに満たない端数は、一メートルとみなす。
- 付則別表第二（付則第三項関係）

種別	単位	金額	
		地上露出部分	地下部分
氷川公園の地下駐車場	一平方メートル 一月	二千八百九十四円	八百六十七円

付記

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。
- 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。

（説明）

公園占用料を改定するとともに平成三十一年度に限り引上率を緩和する措置を定めます。あわせて、横川省三記念公園を廃止するため、本案を提出いたします。